

厚木市障がい者福祉計画（第 8 期）策定方針（案）

1 計画策定の基本的な考え方

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画であり、厚木市障がい者福祉計画（第 7 期）（以下「第 7 期」という。）の計画期間が令和 8（2026）年度をもって満了を迎えることから、令和 9（2027）年度を始期とする厚木市障がい者福祉計画（第 8 期）（以下「第 8 期」という。）を策定するものです。

第 8 期では、第 7 期における成果と課題を整理するとともに、誰もが障がいを身近なものとして理解し、障がい者が自分らしく生きることが出来る地域共生社会の実現を目指し、誰も排除されない社会環境と多様なニーズにきめ細かく対応する支援体制の推進を目的とします。

(1) 計画の位置付けと性格

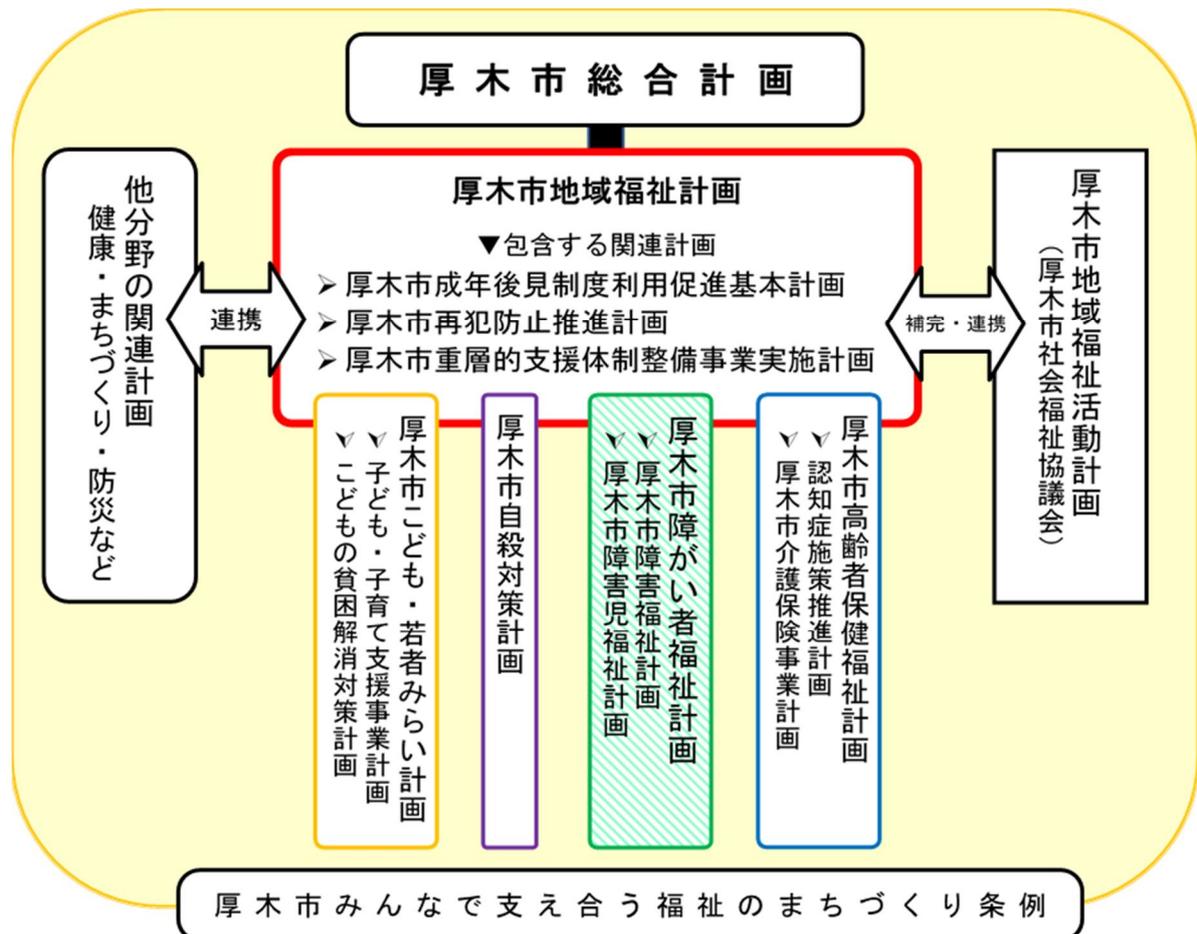
「厚木市地域福祉計画」及び「厚木市高齢者保健福祉計画」と連携します。

ア 位置付け

- (ア) 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画
- (イ) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (ウ) 厚木市総合計画の個別計画

イ 包含する計画

- (ア) 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画
- (イ) 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画



(2) 計画期間

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度まで（3か年計画）

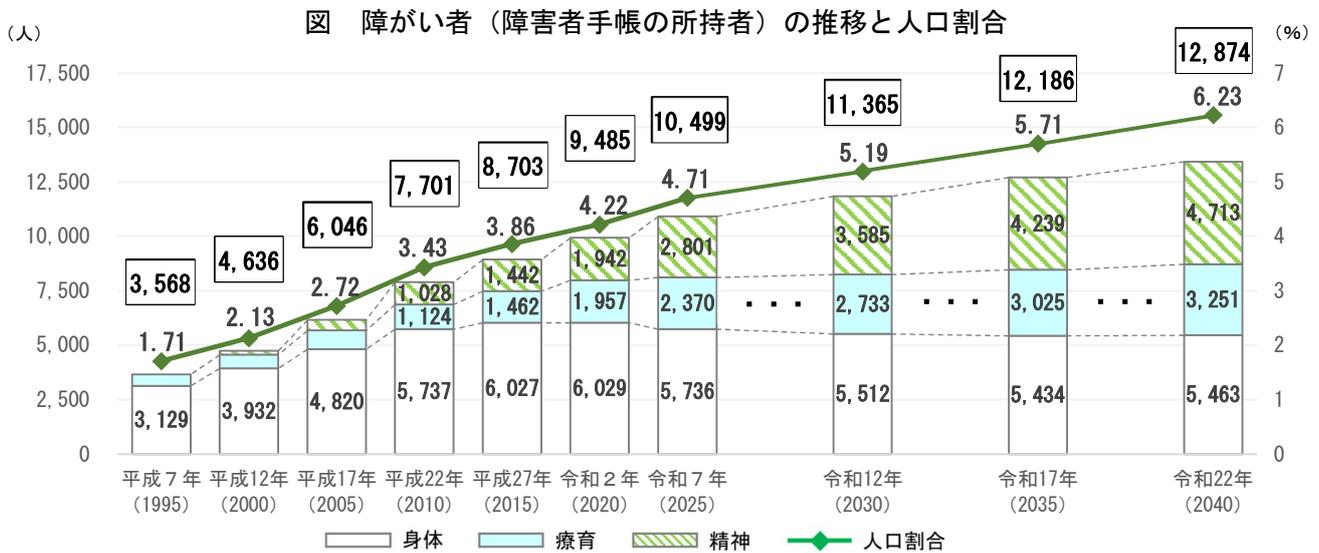
(3) 計画の推進体制

市、社会福祉協議会及び地域等が協働し、この計画を推進します。

2 現状と課題

(1) 障がい者人口

令和7（2025）年に平成7（1995）年の約3倍となる10,499人となりました。これ以降、身体障がい者は減少に転じ、療育（知的）及び精神障がい者は継続して増加傾向となり、全体のうち高齢者の人数は、各年度4,000人前半で推移します。



(2) 令和7（2025）年度厚木市民意識調査結果

当該調査における「誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会（地域包括ケア社会）の実現について、どのような取組が必要であると思いますか」の問いに対し、見守り・助け合える地域づくりやサービス・医療体制の充実に関する回答の割合が前回調査から継続して多く、地域包括ケア社会の実現に向けた取組として、市民からの関心を集めています。

図 厚木市民意識調査結果における地域包括ケア社会の実現に関する変化

年 度	住民の理解を促進するための学習機会・広報・普及啓発の充実	住民がお互いに助け合える地域社会づくり	住民が気軽に集える居場所づくり	住民が地域で活躍できる機会・場所の充実	一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実	医療や介護が必要になっても、住み慣れた自宅で生活できる周辺環境の整備	介護や福祉の公的サービスの充実	買物やごみ出しなどの生活支援サービスの充実	医療・介護・生活支援サービスの一元化	医療や介護の専門職の人材の確保及び育成	医療や介護の窓口の充実	病院や介護施設などの充実	生活習慣病予防や介護予防・認知症予防の取組の充実	医療・介護・介護予防などに充当するための財源確保	その他	無回答	全 体
令和5年度 (2023)	10.2	34.4	24.3	12.9	65.0	44.6	43.8	27.0	24.3	22.8	25.4	34.2	12.1	30.9	3.5	1.6	100.0
令和7年度 (2025)	10.6	30.7	21.4	12.2	63.1	47.7	45.8	25.2	25.4	21.6	25.8	37.3	14.9	35.7	2.7	2.0	100.0
増減P	0.40	-3.70	-2.90	-0.70	-1.90	3.10	2.00	-1.80	1.10	-1.20	0.40	3.10	2.80	4.80	-0.80	0.40	0.00

(3) 厚木市障がい福祉基礎調査結果（市民向け）

令和7（2025）年度に地域の障がい者やその家族を対象に厚木市障がい福祉基礎調査（以下「基礎調査」という。）を実施しました。

本調査において、「ここ3年間で障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」の問い（以下「差別の問い」という。）に対して、「ある」、「少しある」と回答した割合は、前回調査時の50.1%から43.4%に、「あなたがお住まいの地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか」の問い（以下「理解の問い」という。）に対し、「理解がある」、「やや理解がある」と回答した割合は、同64.6%から67.6%にそれぞれ改善しています。

また、「あなたがお住まいの地域で、住民同士の支え合いはありますか」の問い（以下「支え合いの問い」という。）に対しては、「ある」、「どちらかと言えばある」と回答した割合は、同37.8%から42.3%に同様に改善しています。

しかしながら、第7期における指標の達成率は、差別の問いで103.5%と目標値は達成しましたが、理解の問いで91.6%、支え合いの問いで79.1%となっております。

障がい者の差別解消や理解は、地域共生社会の実現の根底となる取組であることから、引き続き取組を継続するとともに、地域包括ケア社会の実現に向け、見守り・助け合える地域づくりの構築に関する取組が必要となります。

図1 基礎調査における「差別の問い」に関する変化

差別の問い	ある	少しある	ない		有効回答数
令和4（2022）年度	19.5%	30.6%	49.9%		405人
令和7（2025）年度	17.0%	26.4%	56.6%		464人
増減P	-2.5	-4.2	6.7		59人
目標値	44.9%	実績値	43.4%	達成度	103.5%

図2 基礎調査における「理解の問い」に関する変化

理解の問い	理解がある	やや理解がある	やや理解不足	理解不足	有効回答数
令和4（2022）年度	23.6%	41.0%	19.8%	15.6%	378人
令和7（2025）年度	24.6%	43.0%	19.3%	13.1%	454人
増減P	1.0	2.0	-0.5	-2.5	76人
目標値	73.8%	実績値	67.6%	達成度	91.6%

図3 基礎調査における「支え合いの問い」に関する変化

支え合いの問い	ある	どちらかと言えばある	どちらかと言えばない	ない	有効回答数
令和4（2022）年度	6.7%	31.1%	28.0%	34.2%	389人
令和7（2025）年度	10.1%	32.2%	29.5%	28.2%	452人
増減P	3.4	1.1	1.5	-6.0	63人
目標値	53.5%	実績値	42.3%	達成度	79.1%

3 策定に当たって考慮すべき視点

第8期は、第7期の成果と課題を踏まえるとともに、基礎調査結果から抽出される課題や地域のニーズと照らし合わせ、次の視点を考慮して策定します。

(1) 障がい者理解の更なる促進

地域共生社会の実現には、他者の多様性を認め、理解しようとする心の醸成が不可欠であることから、継続した障がい者理解の普及啓発が必要です。

(2) 包括的な相談支援体制の促進

障がい者が自らの意思で暮らし方を決定するために、多様なニーズに対応できるよう総合的・専門的機能を高め、相談支援体制の強化・充実を図るとともに、複合化する相談ニーズに対応できるよう関係機関による横断的な支援体制の更なる構築が必要です。

(3) 障がい種別によらないサービス体制の整備

障がい者の支援体制の構築にあたって、身体、知的、精神（発達）の障害種別だけでなく、難病、高次脳機能障がい、医療的ケアや強度行動障がいなどの障がいによらず、地域で支援が提供・継続できる体制の整備が必要です。

(4) 2040年に向けた支援体制の確保

2040年に団塊世代ジュニアが65歳以上の高齢者となり、高齢化・人口減少がさらに進む中で、より一層、地域包括ケア社会の実現が重要となります。

また、障がい者も同様に年を重ねるにあたり、将来的な支援ニーズの変化の把握、更なる人材の確保や業務の効率化が必要です。

(5) セルフプランに関する分析と一貫した支援体制の整備

障がい児におけるサービス利用時のセルフプラン率の高さから、療育支援の評価や成人移行時の本人に則した支援の構築の欠如が見受けられます。障がい児が適切な療育が受けれるよう、また、成人移行時に一貫した支援が受けられるよう、本市におけるセルフプランの分析を行い、セルフプラン率の改善を図る必要があります。

(6) 社会参加の支援体制の整備

支援が必要な障がい者が余暇活動等の社会参加する際、地域資源の不足等から希望するサービスを利用した社会参加が叶わないケースが増えています。障がい者の社会参加の促進を図る目的から、サービスの充実を図る必要があります。

(7) 障がい者の居住確保の促進

住宅セーフティネット法等の改正に伴い、引き続き厚木市障害者協議会と厚木市居住支援協議会等と連携を図り、障がい者が安心して住居を借りられるよう取組を継続する必要があります。

(8) 障害者の活躍する社会の促進

障がい者が活躍する社会の実現に向け、就労支援の更なる促進を図るとともに、スポーツ基本法や市の関係個別計画と整合性を図り、障がい者が参加しやすいスポーツ・芸術活動の促進を併せて図る必要があります。

(9) 災害時における障害福祉サービス等事業所との連携

災害対策基本法等の改正に伴い、救助の種類に福祉サービスの提供が追加されたことにより、今までの自助の取組を継続するとともに、有事の際の障害福祉サービス等事業所との連携が必要です。

(10) その他

今後、国が発出を予定しています「障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑化実施を確保するための基本的な方針」に則し、計画策定に際し、必要な措置を取ります。

4 計画の目指す姿の全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

(2) 基本理念

厚木市障害者協議会における意見を踏まえ決定します。

(3) 基本目標

厚木市障害者協議会における意見を踏まえ決定します。

5 策定スケジュール

令和7（2025）年11月 厚木市障がい者基礎調査（市民向け）の実施

令和8（2026）年3月 策定方針の決定

7月 計画原案の作成

10月 計画案の作成

厚木市保健福祉審議会（諮問・答申）

11月 パブリックコメントの実施

令和9（2027）年4月 計画の策定